

裁 定 書

審査申立人 沖縄県知事 玉 城 康 裕

審査申立人が令和7年4月16日にした地方自治法第176条第5項に基づく審査の申立てについて、同法第255条の5第1項に基づき、自治紛争処理委員の審理を経た上、以下のとおり裁定する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第1 本件審査の申立ての趣旨

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において令和7年3月28日に修正議決された「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る各議決をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、沖縄県知事である審査申立人が、令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において令和7年3月28日に修正議決された「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再

議に係る各議決（以下「**本件各議決**」という。）について、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すものであり、地方自治法第97条第2項ただし書に反すると主張して、同法第176条第5項に基づき、本件各議決の取消しを求める事案である。

## 2 関係法令等の定め

### (1) 予算の議決について

ア 地方自治法第211条第1項は、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。」と規定している（同法第96条第1項第2号参照）。

イ 普通地方公共団体の長は、「予算を調製」する事務を担当しており（地方自治法第149条第2号）、議会の委員会及び議員は、予算について議会の議案を提出することはできず（同法第109条第6項ただし書、第112条第1項ただし書等）、予算の提出の権限は長に専属している。

ウ 地方自治法第97条第2項は、「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」と規定している。

エ 地方自治法第97条第2項ただし書に関し、当時の自治省行政局長が発出した昭和52年10月3日付け自治行第59号「予算の増額修正について」（以下「**本件通知**」という。）の内容は、次のとおりである。

「地方公共団体の議会の予算の増額修正について、当局の見解は下記のとおりであるので、参考までに通知する。

なお、昭和39年3月16日付け自治行第37号『予算の増額修正について』はこれを廃止する。

記

- 1 当該予算の趣旨を損うような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する。予算の趣旨を損うような増額修正に当たるかどうかを判定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。なお、このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等についても、同様である。
- 2 地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会の間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。」

(2) 予算の編成及び地方債について

- ア 予算の編成について、地方財政法第3条第1項は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と規定している。
- イ 地方公共団体における年度間の財政運営の考慮について、地方財政法第4条の2は、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定している。
- ウ 地方債について、地方自治法第230条第1項は、「普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」と、同条第2項は、「前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。」と規定している。
- エ 地方債の制限について、地方財政法第5条柱書は、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。」と、同条第

3号は、「地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合」と、同条第5号は、「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（中略）の財源とする場合」と規定している。

### 3 前提事実

(1) 審査申立人は、令和7年2月12日、沖縄県議会の本会議において、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄公債管理特別会計予算」（以下、それぞれ「一般会計予算」及び「公債管理特別会計予算」と表記することがある。）について、以下のとおり、予算案（以下「本件原案」という。）を提出した（審査申立人提出資料1）。

#### ア 一般会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 歳入歳出それぞれ8893億6000万円

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳出

款	項	金額
12 公債費	1 公債費	629億5472万円
13 諸支出金	5 財政調整基金積立金	4141万6000円

#### イ 公債管理特別会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 歳入歳出それぞれ802億1929万9000円

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳入

款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	629億1929万9000円
2 県債	1 県債	173億円

(ウ) 「第2表 地方債」

起債の目的	借換債
-------	-----

限度額	173億円
起債の方法	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。
利率	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

- (2) 宮里洋史議員らは、同年3月25日、沖縄県議会の予算特別委員会において、以下のとおり、大要、本件原案から、公債管理特別会計予算の歳入につき、県債である借換債を58億円増額するとともに、一般会計予算の歳出につき、財政調整基金積立金を同額増額する旨の予算修正案(以下「**本件修正案**」という。)を提出した(審査申立人提出資料2、3及び8)。

ア 一般会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 本件原案と同額

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」

款	項	金額 (本件原案からの増減)
12 公債費	1 公債費	571億5472万円

		(58億円減額)
13 諸支出金	5 財政調整基金積立金	58億4141万6000円 (58億円増額)

イ 公債管理特別会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 本件原案と同額

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳入

款	項	金額 (本件原案からの増減)
1 繰入金	1 一般会計繰入金	571億1929万9000円 (58億円減額)
2 県債	1 県債	231億円 (58億円増額)

(ウ) 「第2表 地方債」

起債の目的	借換債
限度額	231億円 (本件原案から58億円増額)
起債の方法	本件原案と同じ
利率	本件原案と同じ
償還の方法	本件原案と同じ

- (3) 沖縄県議会の特別予算委員会は、同日、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の議案について、本件修正案を可決する各議決をした（審査申立人提出資料4）。
- (4) 沖縄県議会の本会議は、同月28日、前記(3)と同様に、本件修正案を可決する各議決をした（審査申立人提出資料5、沖縄県議会提出資料1）。
- (5) 審査申立人は、同日、前記(4)の本会議において、地方自治法第176条第4項に基づき、本件修正案を可決した各議決が、普通地方公共団体の長の予算の提出の権

限を侵すものであり（同法第97条第2項ただし書）、議会の権限を超え又は法令に違反するものとして再議に付した（審査申立人提出資料6）。これに対し、沖縄県議会の本会議は、前記(4)と同様に、本件各議決をした（審査申立人提出資料7、沖縄県議会提出資料2）。

- (6) 審査申立人は、同年4月16日、地方自治法第176条第5項に基づき、総務大臣に対し、本件審査の申立てをした。
- (7) 自治紛争処理委員による審理の経緯は別紙1、当事者が自治紛争処理委員に提出した書面の一覧は別紙2のとおりである。

#### 4 争点

本件各議決が「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」（地方自治法第97条第2項ただし書）ものと認められるか。

#### 5 審査申立人の主張の要旨

- (1) 本件各議決が地方自治法第97条第2項ただし書に反するか否かは、本件通知に基づいて判断すべきである。
- (2) 本件修正案を可決した本件各議決は、以下のとおり、予算の趣旨を損なうような増額修正であるから、地方自治法第97条第2項ただし書に反する。

ア 本件各議決において増額修正しようとする内容について

本件修正案は、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、本件原案を修正する必要性及び相当性を欠いている。

本件原案においては、まず必要な事業に対し、国庫補助金など見合う財源を確保した上で、なお生ずる一般財源の不足分を賄うため、今後の財政需要に十分に対応できる財政調整基金等の残高、過去の借換債発行実績、今後の借換可能額、

財政状況等を考慮しながら借換債173億円を計上したものである。

イ 本件各議決において増額修正しようとする規模について

借換債の金額について、本件修正案は、本件原案の173億円から231億円に58億円を増額するもの（約34%増）であり、議会による推計にすぎない58億円を増額することは過大である。

ウ 当該予算全体との関連について

財政調整基金積立金の残高見込額について、本件修正案は、本件原案の約71億円から約129億円に大幅な増額をするものである。

本件原案における財政調整基金積立金の残高見込額約71億円は、過年度における補正予算で対応した災害対策等の実績額を踏まえた上での規模であり、前年度（令和6年度）と同規模である。前年度では、様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していたことから、本年度（令和7年度）においても、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えている。本件修正案において、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由はない。

エ 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

県債である借換債の増額による利子負担について、本件修正案は、本件原案と比較して直近の金利で試算すると約5億円の負担が増えることとなり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更に利子負担が増えることが見込まれる。

沖縄県の予算編成の基本的な考え方である「令和7年度予算編成方針」の中で、県債については、後年度の財政負担に十分配慮して計上することとしており、本件各議決における後年度の財源を確保することを目的とした借換債の増額は、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するものであり、長の予算の提出の趣旨に反するものである。

地方財政法第4条の2は「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定し、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めているところ、本件各議決は同原則を否定するものである。

本件各議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となる。

## 6 沖縄県議会の主張の要旨

- (1) 判断の枠組み（前記5(1)）については、争わない。
- (2) 本件各議決は、以下のとおり、予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであり、地方自治法第97条第2項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではない。

### ア 本件各議決において増額修正しようとする内容について

本件修正案は、長に対し、増額修正した58億円について、特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではなく、後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨であり、一般財源である臨時財政対策債を優先的に借り換えるよう求めるものである。

具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきものであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ、長の予算編成権を侵すことにつながるものである。したがって、議会としては本件各議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積み立てを行うこととしたものである。

### イ 本件各議決において増額修正しようとする規模について

本件各議決による借換債の残高見込みの増加率は、県債残高に占める割合としては1%以下であり、借換債の金額について、本件修正案が本件原案から58億円を増額する規模は過大なものとはいえない。

ウ 当該予算全体との関連について

近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきており、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすため、財政調整基金積立金を積み増す必要性がある。

エ 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

沖縄県における借換債は、過去発行された地方債について、借入金融機関との交渉により、長期の借入期間を設定することが、金融機関が金利変動リスクにさらされる観点から忌避された結果、5年または10年後に、残債を一括償還し、改めて借入金利及び借入期間を設定し直した借入れを行うという性格のものである。審査申立人は、本件原案において、こうした基本的な考え方の下で、「甲第19号議案 令和7年度沖縄公債管理特別会計予算」に借換債という歳入項目を編成・計上しており、借換債という予算科目そのものが編成・計上されていない場合は格別、165億円の歳入予算を議会に提案をしているのであって、本件各議決は単にその借換えを増やすことを求めるという内容であり、長が予定していない新たな目標の追加や新たな手段を追加することを目的とするには当たらず、予算編成における基本的な考え方を没却することにはならない。

本件各議決は、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上でなされており、地方財政法第4条の2に反するものではない。

### 第3 総務大臣の判断

#### 1 判断の枠組み

- (1) 地方自治法は、普通地方公共団体の長が、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないとし（第96条第1項第2号、第149条第2号、第211条第1項）、長に予算の提出の権限を専属させている（第109条第6項ただし書、第112条第1項ただし書）。一方、地方自治法は、議会に予算について増額修正して議決することを許容しているものの（第97条第2項本文）、「但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」（同項ただし書）として、議会が予算について増額修正して議決することに一定の限界を設けている。
- (2) そうすると、地方自治法第97条第2項ただし書にいう「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」とは、当該予算（長が提出した予算）の趣旨を損うような増額修正をすることであると解される（本件通知第1項参照）。
- (3) そして、当該予算の趣旨を損うような増額修正であるかを判断するに当たっては、単に予算を提出した長の主観的な判断のみによるのではなく、本件通知第1項のとおり、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連及び当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して客観的に判断するのが相当である。
- (4) 前記前提事実によれば、本件各議決は本件修正案を可決するものであるところ、本件修正案は、本件原案と比較して、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額に変更はないものの、予算科目のうち議決科目である款及び項の金額を増額するもの、すなわち、一般会計予算中、「第1表 歳入歳出予算」の歳出につき、「第13款 諸支出金」、「第5項 財政調整基金積立金」の金額、並びに公債管理特別会計予算中、「第1表 歳入歳出予算」の歳入につき、「第2款 県債」、「第1項 県債」の金額、及び「第2表 地方債」の借換債の「限度額」の金額を

それぞれ58億円増額するものであるから、本件各議決は、予算について増額修正するものと認められる。

- (5) したがって、前記(3)を踏まえて、本件修正案を可決した本件各議決が、本件原案の趣旨を損なうようなものであるかについて、以下検討する。

## 2 検討

### (1) 本件原案の内容について

前記前提事実及び当事者が提出した証拠（審査申立人提出資料8、沖縄県議会提出資料1）によれば、本件原案の内容は、一般会計予算の「第1表 歳入歳出予算」の歳出につき、「第13款 諸支出金」、「第5項 財政調整基金積立金」の金額を4141万6000円計上することにより、令和7年度末の財政調整基金積立金の残高見込額を前年度（令和6年度）と同規模である約71億円とするとともに、公債管理特別会計の「第1表 歳入歳出予算」の歳入につき、「第2款 県債」、「第1項 県債」の金額を173億円計上し、同歳入につき、「第2表 地方債」の借換債の「限度額」の金額を173億円とすることにより、臨時財政対策債の借換えを含む借換可能額266億円のうち、173億円を限度に借り換えようとするものと認められる。

### (2) 本件原案の趣旨について

ア 沖縄県が令和6年10月付けで作成した「令和7年度予算編成方針」（審査申立人提出資料10及び11）では、「IV 要求に当たっての留意事項」中、「2 歳入」において、「国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕捉し、経済情勢に即応して収入を算定するほか、新たな財源の積極的な確保に努めること」とした上で、「(3) 県債」では、「『新沖縄県行政運営プログラム』に掲げる目標に沿って、引き続き発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上すること」、「国の動向を注意し、より地方財

政措置のある有利な事業債を選択すること」とされている。

イ また、沖縄県総務部財政課が令和6年11月付けで作成した「沖縄県財政の推移」（審査申立人提出資料12）によれば、財政調整基金を含む基金について、「今後も、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備えるとともに、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保しておく必要がある」とされている。

ウ そうすると、本件原案の趣旨は、歳入全体について、地方財政計画等の資料に基づき的確に財源を捕捉し、財源の積極的な確保に努め、県債について、発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上するとともに、財政調整基金を含む基金について、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備え、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保することであると解するのが相当である。

(3) 本件各議決において増額修正しようとする内容について

ア 前記前提事実及び令和7年3月25日の予算特別委員会における「修正提案理由」（審査申立人提出資料8）によれば、本件各議決において増額修正しようとする内容は、本件原案から、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額は同額としながらも、県債である借換債を58億円増額するとともに、財政調整基金積立金を同額増額するものであり、沖縄県の借換可能額266億円の範囲内で、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について、繰上償還することなく、その全てを借り換えることを求めるものと認められる。

イ 審査申立人は、本件原案から財政調整基金を積み増す必要性がないことを前提に、口頭意見陳述において、借換債を発行するということは、必要な事業に見合う程度の借換債を発行しているということになるため、これを超えるような金額の借換債を発行して、同額を財政調整基金に積み立てるということであれ

ば、本来必要でなかった以上の借換えを行ったということになり、必要でない借換えを行ったことに対して後年度に利子が発生することは適当ではない旨を主張する。

しかし、前記のとおり、地方自治法上、議会は予算について増額修正して議決することを許容されている。また、沖縄県において必要となる財政調整基金積立金の額は一義的に定まるものではない。そして、沖縄県議会は、財政調整基金積立金について、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきており、こうした対応への財源を確保する必要がある旨等を主張している。これらのことからすると、本件原案における令和7年度末の財政調整基金積立金の残高見込額約71億円のみが財政調整基金積立金の適正な規模であるとはいえず、本件原案から財政調整基金を積み増す必要性を欠いているとは直ちに認められない。

ウ また、口頭意見陳述を踏まえると、審査申立人は、本件各議決による借換債の増額は、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について、繰上償還することなく、その全てを借り換えることを求めるものであるから、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するものであると主張する。

しかし、本件各議決による借換債の増額は、本件原案でも予定されていた借換債の発行額を、借換可能額の範囲内で増やすものである。また、前記前提事実によれば、本件各議決は、本件原案と同様に、公債管理特別会計予算の「第2表 地方債」の借換債の「償還の方法」について、「財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる」とされていることから、本件各議決は、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正とまでは認められない。

(4) 本件各議決において増額修正しようとする規模について

ア 前記前提事実によれば、本件各議決は、県債である借換債の金額について、本件原案の173億円から231億円に58億円を増額するとともに、財政調整基金積立金の金額について、本件原案の4141万6000円から58億4141万6000円に58億円増額するものと認められる。

イ 本件各議決により増額修正される58億円は、令和7年度の一般会計予算の歳出総額約8893億円に占める割合として、約0.65%に相当するものである。

ウ また、沖縄県総務部財政課が令和6年11月付けで作成した「沖縄県財政の推移」（審査申立人提出資料12）によれば、沖縄県の平成19年度から令和5年度までの県債残高及び公債費の推移は別紙3のとおりであり、さらに、財政調整基金が地方公共団体における年度間の不均衡を調整するための基金であることから年度末の残高に着目すると、沖縄県の平成21年度から令和5年度までの財政調整基金の年度末残高の推移及び令和5年度末の財政調整基金の全国平均は別紙4のとおりである。

エ 以上のことを踏まえると、本件各議決により増額修正される58億円は、本件原案における借換債及び財政調整基金積立金の各金額との比較では小幅ではない増額であるものの、本件原案における一般会計予算の歳入歳出総額と比較すると大幅な増額とまではいえないこと、また、令和7年度末時点において、これまでの沖縄県の県債残高及び財政調整基金の年度末残高等の推移から大幅に乖離する見通しであるとは考えられないことからすると、本件各議決において増額修正しようとする規模は、本件原案と比較して過大なものであるとまでは認められない。

(5) 当該予算全体との関連について

前記のとおり、本件各議決は、本件原案から、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額を増額するものではないことに加えて、本件各議決による

財政調整基金積立金の増額は、審査申立人に対し、特定の事務の執行を義務付けるような性格のものではないことからすると、本件各議決は当該予算全体との関連で支障を生じさせるものとは認められない。

(6) 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

ア 本件各議決により借換債58億円の増額に伴う利子負担が増加することによって、沖縄県の行財政運営に影響があること自体は否定できない。

しかし、臨時財政対策債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとされており（例えば、令和5年度から令和7年度までの間における地方債の特例等について、現行の地方財政法第33条の5の2第2項を参照。）、これは臨時財政対策債について、実際にどの程度借り換えるかによって左右されるものではない。

また、総務省が公表している令和4年度財政状況資料集によれば、別紙5のとおり、沖縄県における実質公債費比率及び将来負担比率は、財政力指数に基づく類似団体との比較において、平均を下回る水準で推移している。さらに、本件各議決による借換債58億円の増額は、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について借り換えることを求めるものであり、実質公債費比率及び将来負担比率の算定においては、償還金に係る基準財政需要額算入額が控除されるものであることを踏まえると、これらの指標に大きな影響を与えるとは認められない。

別紙3の平成19年度から令和5年度までの県債残高及び公債費の推移や、審査申立人が、口頭意見陳述において、本件議決により借換債の増額に伴う利子負担が本件原案と比較して直近の金利で試算すると約5億円の負担が増えることについては、県債残高から比べると大きな影響とは考えていない旨を主張していることを併せ考慮すると、本件各議決によって直ちに沖縄県の行財政運営に大きな影響を与えるとは認められない。

イ また、審査申立人は、本件各議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となると主張する。

しかし、前記(1)の判断枠組みのとおり、本件審査の申立ての審理に当たっては、実質公債費比率や将来負担比率が低いことのみをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定との抵触の有無を検討しているものではない。その上で、本件各議決による借換債の増額は、借換債の発行可能額の範囲内で、既発債のうち一般財源である臨時財政対策債に係る部分を借り換えること（地方財政法第5条第3号）を求めるものである。このような臨時財政対策債を借り換える場合と審査申立人が主張するような普通建設事業という特定の事務の財源となる普通建設事業費に係る地方債（同条第5号）を増額する場合とはその内容及び性質が異なるものである。以上のとおり、県債に関する増額修正を一般論として是認するものではない。

ウ なお、審査申立人は、本件各議決が地方財政法第4条の2が規定する原則に反すると主張する。

しかし、口頭意見陳述を含む審査申立人の主張を踏まえても、地方財政法第4条の2の規定に反するような具体的な事情は見当たらない。

エ 以上のことからすると、本件各議決により借換債58億円の増額に伴う利子負担が増加することによって、沖縄県の行財政運営に影響があること自体は否定できないものの、沖縄県の行財政運営に大きな影響を与えるとは認められない。

(7) その他

他に、本件審査の申立てにおいて当事者から提出された書面及び口頭意見陳述の内容を検討しても、本件各議決が本件原案の趣旨を損なうようなものであるか

を判断するに当たって考慮すべき事情は見当たらない。

(8) まとめ

ア 以上のとおり、本件各議決について、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連及び当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案しても、本件各議決が本件原案の趣旨を損なうようなものであるとは認められない。

イ したがって、本件各議決は、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」（地方自治法第97条第2項ただし書）ものとは認められず、議会の権限を超え又は法令に違反するものとは認められない（同法第176条第6項）。

3 結論

以上によれば、本件審査の申立ては理由があるとは認められないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁定をする。

4 付言

(1) 予算審議に関し、審査申立人は、本件修正案を可決した議決を再議に付す理由として、当該修正議決は、具体的な事業の必要性、金額の精査、今後の財政に与える影響などについて十分な議論がない旨を指摘し、本件審査の申立てにおいても同旨の主張をしている。他方で、沖縄県議会は、本件原案における県債173億円の積算方法について執行部は説明不足である旨を主張しており、両者ともに予算修正の是非を審議する際の前提となる事項について十分な共通認識が得られないまま、予算の議決及び本件審査の申立てに至っている。

(2) 今後は、本件通知第2項が「地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会の間で調整を行い、妥当な結論を見出すこと」と示していることを踏まえて、沖縄県において、より充実した予算審議を行っ

て妥当な結論を導くとともに、沖縄県民に対する説明責任を尽くすことを期待する。

令和7年6月26日

総務大臣 村上 誠一郎

別紙 1

自治紛争処理委員による審理の経緯

	日時	審理の概要
第1回会議	令和7年5月8日（金）	合議
第2回会議	令和7年6月2日（月）	① 合議 ② 審査申立人からの口頭意見陳述 ③ 沖縄県議会からの陳述 ④ 委員からの発問 ⑤ 合議
第3回会議	令和7年6月9日（月）	合議
第4回会議	令和7年6月25日（水）	合議

別紙2

当事者が自治紛争処理委員に提出した書面の一覧

【審査申立人（沖縄県知事）】

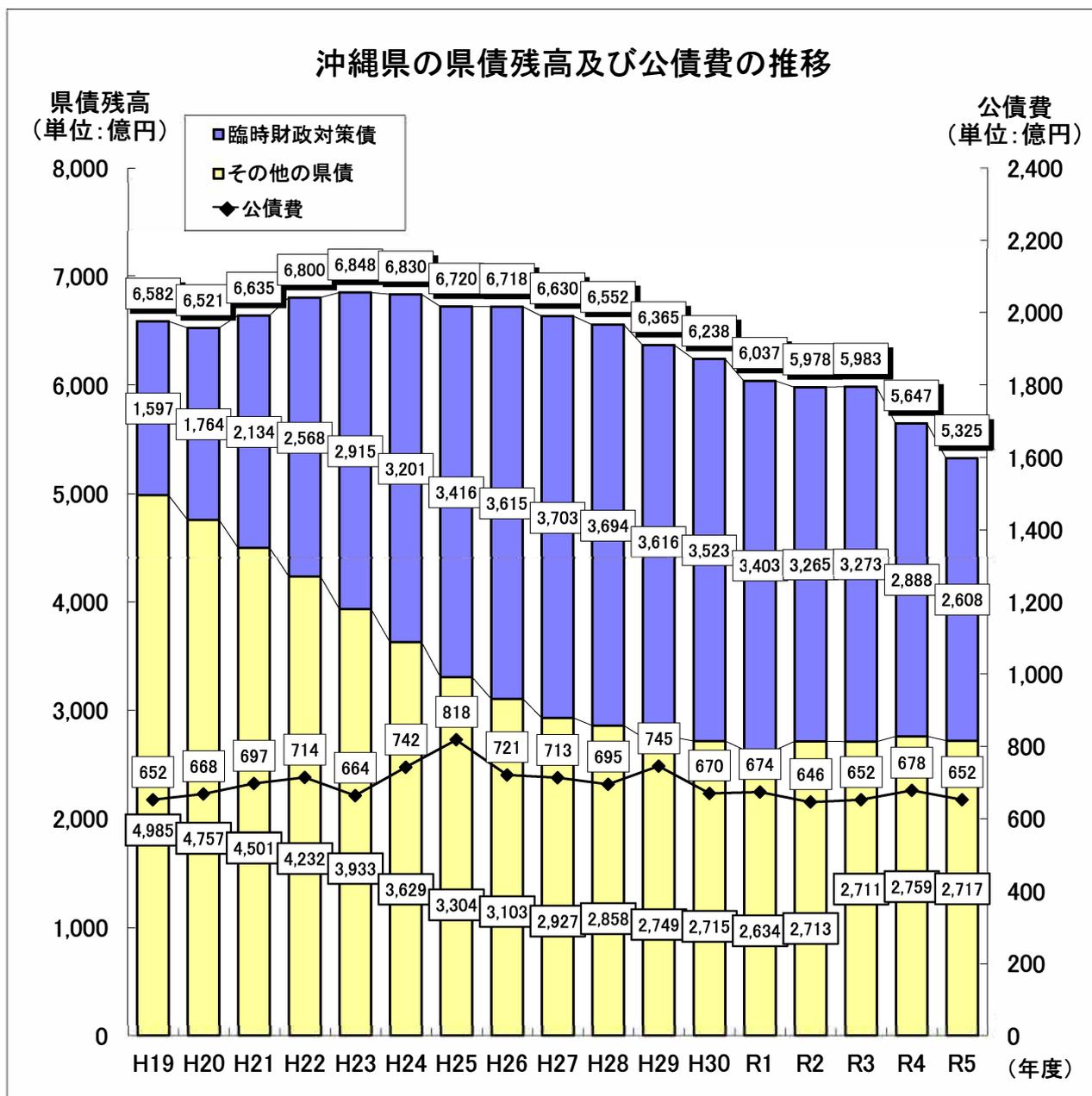
文書名	提出日
審査申立書 資料1～10	令和7年4月16日
反論書	令和7年5月28日
資料11、12	令和7年5月30日

【沖縄県議会】

文書名	提出日
弁明書 資料1～4	令和7年5月19日
「文書の提出について」と題する文書 資料5～8	令和7年6月6日

### 3 県債残高及び公債費

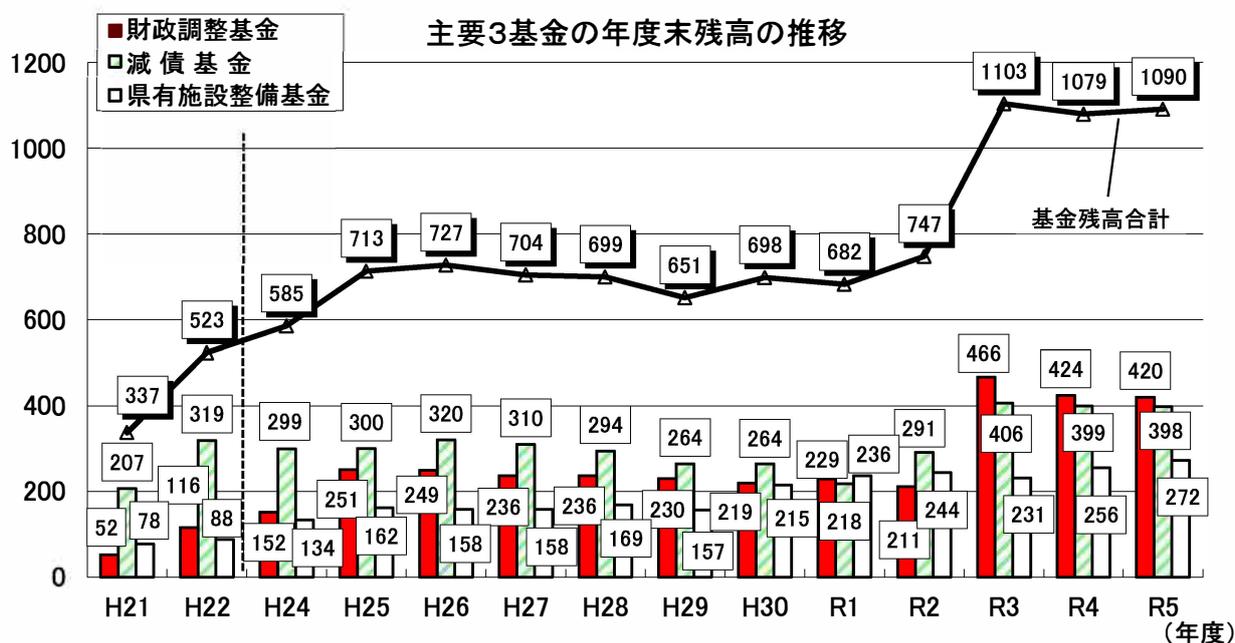
- 県債残高は、平成13年度以降に発行された臨時財政対策債が増加傾向で推移していたが、その他の県債が減少傾向にあったことから、近年では緩やかに減少している。
- 臨時財政対策債を除くその他の県債については、沖縄県行財政改革プラン等に基づく大型ハコ物整備の抑制により通常の県債の発行を抑制してきたこと等により減少している。
- 公債費は、県債残高の増加とともに緩やかに増加していたが、平成26年度以降は金利低下に伴う利子償還金の減等もあり、緩やかに減少している。



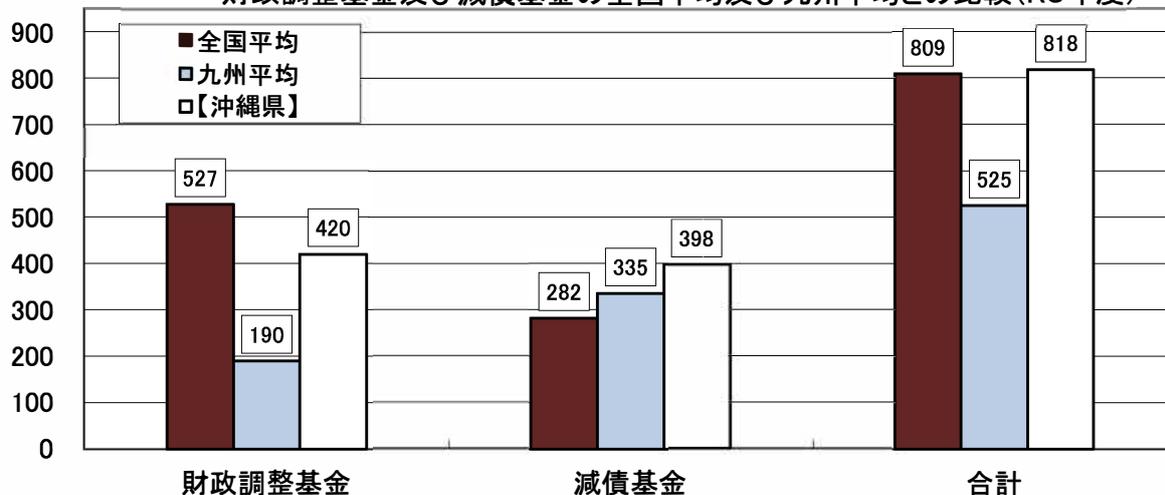
※ 県債残高、公債費ともに特定資金公共事業債(NTT債)は除く。

## 5 基金の状況

- 主要3基金(財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金)の年度末残高は、平成21年度まで300億円台の横ばいで推移していたが、平成22年度から増加傾向となり、令和5年度末の基金残高は約1,090億円となっている。
- 令和5年度末残高を全国平均と比較すると、減債基金は全国平均を上回っているものの、財政調整基金は全国平均を下回っており、両基金の合計では、全国平均を上回る水準となっている。
- 今後も、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備えるとともに、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保しておく必要がある。



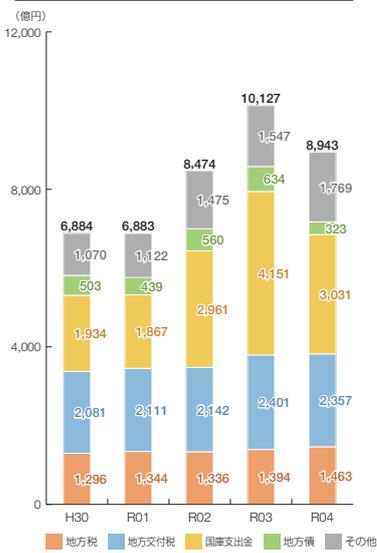
(単位: 億円) **財政調整基金及び減債基金の全国平均及び九州平均との比較(R5年度)**



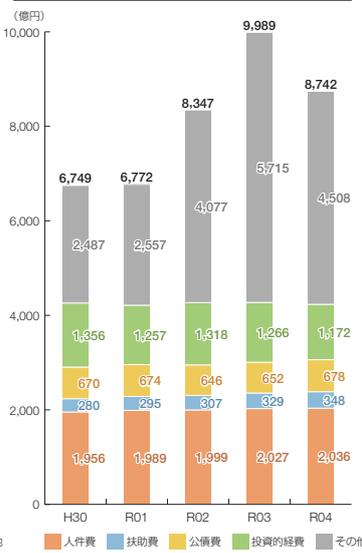
※ 全国平均及び九州平均は単純平均であり、本県が独自に集計した速報値。  
 全国平均は沖縄県含む、九州平均は沖縄県除く。

# 沖縄県の財政状況について

歳入の推移



歳出の推移



## 団体概要

- 住民基本台帳人口(R5.1.1): 1,485,526人
  - 高齢化率(R5.1.1): 23.2%
  - 面積・人口密度: 2,282 km<sup>2</sup>・651人/km<sup>2</sup>
  - 国勢調査人口
- | R2 ※括弧内は対H27年度比  | H27        |
|------------------|------------|
| 1,467,480人(2.4%) | 1,433,566人 |
- ラスパイレス指数(R4.4.1): 98.1

グループ D

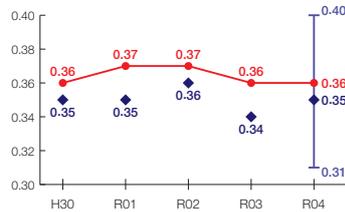
財政力指数  
0.300 ~ 0.400未満

※グループとは、都道府県を財政力指数等によって6つのグループに分類したものである。

財政力指数[0.36]

グループ内順位 4/14

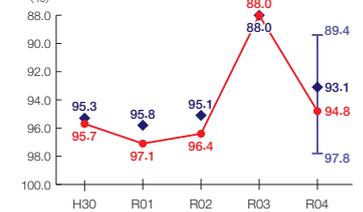
標準的財政需要を税収等で賄える度合いを示す指標



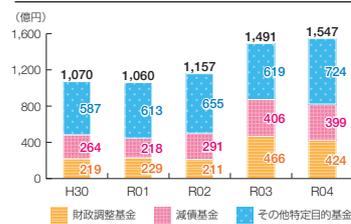
経常収支比率[94.8%]

グループ内順位 13/14

財政構造の硬直化の度合いを示す指標



基金残高の推移



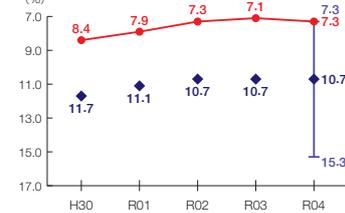
地方債現在高の推移



実質公債費比率[7.3%]

グループ内順位 1/14

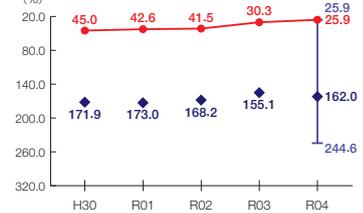
地方債の償還額等の大きさの度合いを示す指標



将来負担比率[25.9%]

グループ内順位 1/14

将来負担すべき負債等の大きさの度合いを示す指標



## 自治紛争処理委員意見書

令和7年6月25日

総務大臣 村上誠一郎 殿

代表自治紛争処理委員	大橋真由美
自治紛争処理委員	興津征雄
同	片桐直人

審査申立人が令和7年4月16日にした地方自治法第176条第5項に基づく審査の申立てについて、同法第255条の5第1項に基づき、自治紛争処理委員による審理を行ったことから、以下のとおり、総務大臣がすべき裁定に関する意見書を提出する。

## 第1 本件審査の申立ての趣旨

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において令和7年3月28日に修正議決された「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る各議決をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

## 1 事案の要旨

本件は、沖縄県知事である審査申立人が、令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において令和7年3月28日に修正議決された「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再

議に係る各議決（以下「**本件各議決**」という。）について、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すものであり、地方自治法第97条第2項ただし書に反すると主張して、同法第176条第5項に基づき、本件各議決の取消しを求める事案である。

## 2 関係法令等の定め

### (1) 予算の議決について

ア 地方自治法第211条第1項は、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。」と規定している（同法第96条第1項第2号参照）。

イ 普通地方公共団体の長は、「予算を調製」する事務を担当しており（地方自治法第149条第2号）、議会の委員会及び議員は、予算について議会の議案を提出することはできず（同法第109条第6項ただし書、第112条第1項ただし書等）、予算の提出の権限は長に専属している。

ウ 地方自治法第97条第2項は、「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」と規定している。

エ 地方自治法第97条第2項ただし書に関し、当時の自治省行政局長が発出した昭和52年10月3日付け自治行第59号「予算の増額修正について」（以下「**本件通知**」という。）の内容は、次のとおりである。

「地方公共団体の議会の予算の増額修正について、当局の見解は下記のとおりであるので、参考までに通知する。

なお、昭和39年3月16日付け自治行第37号『予算の増額修正について』はこれを廃止する。

記

- 1 当該予算の趣旨を損うような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する。予算の趣旨を損うような増額修正に当たるかどうかを判定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。なお、このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等についても、同様である。
- 2 地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会の間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。」

(2) 予算の編成及び地方債について

- ア 予算の編成について、地方財政法第3条第1項は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と規定している。
- イ 地方公共団体における年度間の財政運営の考慮について、地方財政法第4条の2は、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定している。
- ウ 地方債について、地方自治法第230条第1項は、「普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」と、同条第2項は、「前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。」と規定している。
- エ 地方債の制限について、地方財政法第5条柱書は、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。」と、同条第

3号は、「地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合」と、同条第5号は、「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（中略）の財源とする場合」と規定している。

### 3 前提事実

(1) 審査申立人は、令和7年2月12日、沖縄県議会の本会議において、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄公債管理特別会計予算」（以下、それぞれ「一般会計予算」及び「公債管理特別会計予算」と表記することがある。）について、以下のとおり、予算案（以下「本件原案」という。）を提出した（審査申立人提出資料1）。

#### ア 一般会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 歳入歳出それぞれ8893億6000万円

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳出

款	項	金額
12 公債費	1 公債費	629億5472万円
13 諸支出金	5 財政調整基金積立金	4141万6000円

#### イ 公債管理特別会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 歳入歳出それぞれ802億1929万9000円

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳入

款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	629億1929万9000円
2 県債	1 県債	173億円

(ウ) 「第2表 地方債」

起債の目的	借換債
-------	-----

限度額	173億円
起債の方法	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。
利率	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

- (2) 宮里洋史議員らは、同年3月25日、沖縄県議会の予算特別委員会において、以下のとおり、大要、本件原案から、公債管理特別会計予算の歳入につき、県債である借換債を58億円増額するとともに、一般会計予算の歳出につき、財政調整基金積立金を同額増額する旨の予算修正案(以下「**本件修正案**」という。)を提出した(審査申立人提出資料2、3及び8)。

ア 一般会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 本件原案と同額

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」

款	項	金額 (本件原案からの増減)
12 公債費	1 公債費	571億5472万円

		(58億円減額)
13 諸支出金	5 財政調整基金積立金	58億4141万6000円 (58億円増額)

イ 公債管理特別会計予算について

(ア) 歳入歳出予算の総額 本件原案と同額

(イ) 「第1表 歳入歳出予算」の歳入

款	項	金額 (本件原案からの増減)
1 繰入金	1 一般会計繰入金	571億1929万9000円 (58億円減額)
2 県債	1 県債	231億円 (58億円増額)

(ウ) 「第2表 地方債」

起債の目的	借換債
限度額	231億円 (本件原案から58億円増額)
起債の方法	本件原案と同じ
利率	本件原案と同じ
償還の方法	本件原案と同じ

- (3) 沖縄県議会の特別予算委員会は、同日、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の議案について、本件修正案を可決する各議決をした（審査申立人提出資料4）。
- (4) 沖縄県議会の本会議は、同月28日、前記(3)と同様に、本件修正案を可決する各議決をした（審査申立人提出資料5、沖縄県議会提出資料1）。
- (5) 審査申立人は、同日、前記(4)の本会議において、地方自治法第176条第4項に基づき、本件修正案を可決した各議決が、普通地方公共団体の長の予算の提出の権

限を侵すものであり（同法第97条第2項ただし書）、議会の権限を超え又は法令に違反するものとして再議に付した（審査申立人提出資料6）。これに対し、沖縄県議会の本会議は、前記(4)と同様に、本件各議決をした（審査申立人提出資料7、沖縄県議会提出資料2）。

- (6) 審査申立人は、同年4月16日、地方自治法第176条第5項に基づき、総務大臣に対し、本件審査の申立てをした。
- (7) 自治紛争処理委員による審理の経緯は別紙1、当事者が自治紛争処理委員に提出した書面の一覧は別紙2のとおりである。

#### 4 争点

本件各議決が「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」（地方自治法第97条第2項ただし書）ものと認められるか。

#### 5 審査申立人の主張の要旨

- (1) 本件各議決が地方自治法第97条第2項ただし書に反するか否かは、本件通知に基づいて判断すべきである。
- (2) 本件修正案を可決した本件各議決は、以下のとおり、予算の趣旨を損なうような増額修正であるから、地方自治法第97条第2項ただし書に反する。

ア 本件各議決において増額修正しようとする内容について

本件修正案は、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、本件原案を修正する必要性及び相当性を欠いている。

本件原案においては、まず必要な事業に対し、国庫補助金など見合う財源を確保した上で、なお生ずる一般財源の不足分を賄うため、今後の財政需要に十分に対応できる財政調整基金等の残高、過去の借換債発行実績、今後の借換可能額、

財政状況等を考慮しながら借換債173億円を計上したものである。

イ 本件各議決において増額修正しようとする規模について

借換債の金額について、本件修正案は、本件原案の173億円から231億円に58億円を増額するもの（約34%増）であり、議会による推計にすぎない58億円を増額することは過大である。

ウ 当該予算全体との関連について

財政調整基金積立金の残高見込額について、本件修正案は、本件原案の約71億円から約129億円に大幅な増額をするものである。

本件原案における財政調整基金積立金の残高見込額約71億円は、過年度における補正予算で対応した災害対策等の実績額を踏まえた上での規模であり、前年度（令和6年度）と同規模である。前年度では、様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していたことから、本年度（令和7年度）においても、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えている。本件修正案において、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由はない。

エ 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

県債である借換債の増額による利子負担について、本件修正案は、本件原案と比較して直近の金利で試算すると約5億円の負担が増えることとなり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更に利子負担が増えることが見込まれる。

沖縄県の予算編成の基本的な考え方である「令和7年度予算編成方針」の中で、県債については、後年度の財政負担に十分配慮して計上することとしており、本件各議決における後年度の財源を確保することを目的とした借換債の増額は、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するものであり、長の予算の提出の趣旨に反するものである。

地方財政法第4条の2は「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定し、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めているところ、本件各議決は同原則を否定するものである。

本件各議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となる。

## 6 沖縄県議会の主張の要旨

- (1) 判断の枠組み（前記5(1)）については、争わない。
- (2) 本件各議決は、以下のとおり、予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであり、地方自治法第97条第2項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではない。

### ア 本件各議決において増額修正しようとする内容について

本件修正案は、長に対し、増額修正した58億円について、特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではなく、後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨であり、一般財源である臨時財政対策債を優先的に借り換えるよう求めるものである。

具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきものであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ、長の予算編成権を侵すことにつながるものである。したがって、議会としては本件各議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積み立てを行うこととしたものである。

### イ 本件各議決において増額修正しようとする規模について

本件各議決による借換債の残高見込みの増加率は、県債残高に占める割合としては1%以下であり、借換債の金額について、本件修正案が本件原案から58億円を増額する規模は過大なものとはいえない。

ウ 当該予算全体との関連について

近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきており、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすため、財政調整基金積立金を積み増す必要性がある。

エ 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

沖縄県における借換債は、過去発行された地方債について、借入金融機関との交渉により、長期の借入期間を設定することが、金融機関が金利変動リスクにさらされる観点から忌避された結果、5年または10年後に、残債を一括償還し、改めて借入金利及び借入期間を設定し直した借入れを行うという性格のものである。審査申立人は、本件原案において、こうした基本的な考え方の下で、「甲第19号議案 令和7年度沖縄公債管理特別会計予算」に借換債という歳入項目を編成・計上しており、借換債という予算科目そのものが編成・計上されていない場合は格別、165億円の歳入予算を議会に提案をしているのであって、本件各議決は単にその借換えを増やすことを求めるという内容であり、長が予定していない新たな目標の追加や新たな手段を追加することを目的とすることには当たらず、予算編成における基本的な考え方を没却することにはならない。

本件各議決は、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上でなされており、地方財政法第4条の2に反するものではない。

### 第3 自治紛争処理委員の判断

#### 1 判断の枠組み

- (1) 地方自治法は、普通地方公共団体の長が、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないとし（第96条第1項第2号、第149条第2号、第211条第1項）、長に予算の提出の権限を専属させている（第109条第6項ただし書、第112条第1項ただし書）。一方、地方自治法は、議会に予算について増額修正して議決することを許容しているものの（第97条第2項本文）、「但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」（同項ただし書）として、議会が予算について増額修正して議決することに一定の限界を設けている。
- (2) そうすると、地方自治法第97条第2項ただし書にいう「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」とは、当該予算（長が提出した予算）の趣旨を損うような増額修正をすることであると解される（本件通知第1項参照）。
- (3) そして、当該予算の趣旨を損うような増額修正であるかを判断するに当たっては、単に予算を提出した長の主観的な判断のみによるのではなく、本件通知第1項のとおり、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連及び当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して客観的に判断するのが相当である。
- (4) 前記前提事実によれば、本件各議決は本件修正案を可決するものであるところ、本件修正案は、本件原案と比較して、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額に変更はないものの、予算科目のうち議決科目である款及び項の金額を増額するもの、すなわち、一般会計予算中、「第1表 歳入歳出予算」の歳出につき、「第13款 諸支出金」、「第5項 財政調整基金積立金」の金額、並びに公債管理特別会計予算中、「第1表 歳入歳出予算」の歳入につき、「第2款 県債」、「第1項 県債」の金額、及び「第2表 地方債」の借換債の「限度額」の金額を

それぞれ58億円増額するものであるから、本件各議決は、予算について増額修正するものと認められる。

- (5) したがって、前記(3)を踏まえて、本件修正案を可決した本件各議決が、本件原案の趣旨を損なうようなものであるかについて、以下検討する。

## 2 検討

### (1) 本件原案の内容について

前記前提事実及び当事者が提出した証拠（審査申立人提出資料8、沖縄県議会提出資料1）によれば、本件原案の内容は、一般会計予算の「第1表 歳入歳出予算」の歳出につき、「第13款 諸支出金」、「第5項 財政調整基金積立金」の金額を4141万6000円計上することにより、令和7年度末の財政調整基金積立金の残高見込額を前年度（令和6年度）と同規模である約71億円とするとともに、公債管理特別会計の「第1表 歳入歳出予算」の歳入につき、「第2款 県債」、「第1項 県債」の金額を173億円計上し、同歳入につき、「第2表 地方債」の借換債の「限度額」の金額を173億円とすることにより、臨時財政対策債の借換えを含む借換可能額266億円のうち、173億円を限度に借り換えようとするものと認められる。

### (2) 本件原案の趣旨について

ア 沖縄県が令和6年10月付けで作成した「令和7年度予算編成方針」（審査申立人提出資料10及び11）では、「IV 要求に当たっての留意事項」中、「2 歳入」において、「国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕捉し、経済情勢に即応して収入を算定するほか、新たな財源の積極的な確保に努めること」とした上で、「(3) 県債」では、「『新沖縄県行政運営プログラム』に掲げる目標に沿って、引き続き発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上すること」、「国の動向を注意し、より地方財

政措置のある有利な事業債を選択すること」とされている。

イ また、沖縄県総務部財政課が令和6年11月付けで作成した「沖縄県財政の推移」（審査申立人提出資料12）によれば、財政調整基金を含む基金について、「今後も、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備えるとともに、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保しておく必要がある」とされている。

ウ そうすると、本件原案の趣旨は、歳入全体について、地方財政計画等の資料に基づき的確に財源を捕捉し、財源の積極的な確保に努め、県債について、発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上するとともに、財政調整基金を含む基金について、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備え、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保することであると解するのが相当である。

(3) 本件各議決において増額修正しようとする内容について

ア 前記前提事実及び令和7年3月25日の予算特別委員会における「修正提案理由」（審査申立人提出資料8）によれば、本件各議決において増額修正しようとする内容は、本件原案から、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額は同額としながらも、県債である借換債を58億円増額するとともに、財政調整基金積立金を同額増額するものであり、沖縄県の借換可能額266億円の範囲内で、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について、繰上償還することなく、その全てを借り換えることを求めるものと認められる。

イ 審査申立人は、本件原案から財政調整基金を積み増す必要性がないことを前提に、口頭意見陳述において、借換債を発行するということは、必要な事業に見合う程度の借換債を発行しているということになるため、これを超えるような金額の借換債を発行して、同額を財政調整基金に積み立てるということであれ

ば、本来必要でなかった以上の借換えを行ったということになり、必要でない借換えを行ったことに対して後年度に利子が発生することは適当ではない旨を主張する。

しかし、前記のとおり、地方自治法上、議会は予算について増額修正して議決することを許容されている。また、沖縄県において必要となる財政調整基金積立金の額は一義的に定まるものではない。そして、沖縄県議会は、財政調整基金積立金について、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきており、こうした対応への財源を確保する必要がある旨等を主張している。これらのことからすると、本件原案における令和7年度末の財政調整基金積立金の残高見込額約71億円のみが財政調整基金積立金の適正な規模であるとはいえず、本件原案から財政調整基金を積み増す必要性を欠いているとは直ちに認められない。

ウ また、口頭意見陳述を踏まえると、審査申立人は、本件各議決による借換債の増額は、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について、繰上償還することなく、その全てを借り換えることを求めるものであるから、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するものであると主張する。

しかし、本件各議決による借換債の増額は、本件原案でも予定されていた借換債の発行額を、借換可能額の範囲内で増やすものである。また、前記前提事実によれば、本件各議決は、本件原案と同様に、公債管理特別会計予算の「第2表 地方債」の借換債の「償還の方法」について、「財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる」とされていることから、本件各議決は、長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正とまでは認められない。

(4) 本件各議決において増額修正しようとする規模について

ア 前記前提事実によれば、本件各議決は、県債である借換債の金額について、本件原案の173億円から231億円に58億円を増額するとともに、財政調整基金積立金の金額について、本件原案の4141万6000円から58億4141万6000円に58億円増額するものと認められる。

イ 本件各議決により増額修正される58億円は、令和7年度の一般会計予算の歳出総額約8893億円に占める割合として、約0.65%に相当するものである。

ウ また、沖縄県総務部財政課が令和6年11月付けで作成した「沖縄県財政の推移」（審査申立人提出資料12）によれば、沖縄県の平成19年度から令和5年度までの県債残高及び公債費の推移は別紙3のとおりであり、さらに、財政調整基金が地方公共団体における年度間の不均衡を調整するための基金であることから年度末の残高に着目すると、沖縄県の平成21年度から令和5年度までの財政調整基金の年度末残高の推移及び令和5年度末の財政調整基金の全国平均は別紙4のとおりである。

エ 以上のことを踏まえると、本件各議決により増額修正される58億円は、本件原案における借換債及び財政調整基金積立金の各金額との比較では小幅ではない増額であるものの、本件原案における一般会計予算の歳入歳出総額と比較すると大幅な増額とまではいえないこと、また、令和7年度末時点において、これまでの沖縄県の県債残高及び財政調整基金の年度末残高等の推移から大幅に乖離する見通しであるとは考えられないことからすると、本件各議決において増額修正しようとする規模は、本件原案と比較して過大なものであるとまでは認められない。

(5) 当該予算全体との関連について

前記のとおり、本件各議決は、本件原案から、一般会計予算及び公債管理特別会計予算の歳入歳出総額を増額するものではないことに加えて、本件各議決による

財政調整基金積立金の増額は、審査申立人に対し、特定の事務の執行を義務付けるような性格のものではないことからすると、本件各議決は当該予算全体との関連で支障を生じさせるものとは認められない。

(6) 当該地方公共団体の行財政運営における影響度について

ア 本件各議決により借換債58億円の増額に伴う利子負担が増加することによって、沖縄県の行財政運営に影響があること自体は否定できない。

しかし、臨時財政対策債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとされており（例えば、令和5年度から令和7年度までの間における地方債の特例等について、現行の地方財政法第33条の5の2第2項を参照。）、これは臨時財政対策債について、実際にどの程度借り換えるかによって左右されるものではない。

また、総務省が公表している令和4年度財政状況資料集によれば、別紙5のとおり、沖縄県における実質公債費比率及び将来負担比率は、財政力指数に基づく類似団体との比較において、平均を下回る水準で推移している。さらに、本件各議決による借換債58億円の増額は、既発債のうち臨時財政対策債に係る部分について借り換えることを求めるものであり、実質公債費比率及び将来負担比率の算定においては、償還金に係る基準財政需要額算入額が控除されるものであることを踏まえると、これらの指標に大きな影響を与えるとは認められない。

別紙3の平成19年度から令和5年度までの県債残高及び公債費の推移や、審査申立人が、口頭意見陳述において、本件議決により借換債の増額に伴う利子負担が本件原案と比較して直近の金利で試算すると約5億円の負担が増えることについては、県債残高から比べると大きな影響とは考えていない旨を主張していることを併せ考慮すると、本件各議決によって直ちに沖縄県の行財政運営に大きな影響を与えるとは認められない。

イ また、審査申立人は、本件各議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となると主張する。

しかし、前記(1)の判断枠組みのとおり、本件審査の申立ての審理に当たっては、実質公債費比率や将来負担比率が低いことのみをもって地方自治法第97条第2項ただし書の規定との抵触の有無を検討しているものではない。その上で、本件各議決による借換債の増額は、借換債の発行可能額の範囲内で、既発債のうち一般財源である臨時財政対策債に係る部分を借り換えること（地方財政法第5条第3号）を求めるものである。このような臨時財政対策債を借り換える場合と審査申立人が主張するような普通建設事業という特定の事務の財源となる普通建設事業費に係る地方債（同条第5号）を増額する場合とはその内容及び性質が異なるものである。以上のとおり、県債に関する増額修正を一般論として是認するものではない。

ウ なお、審査申立人は、本件各議決が地方財政法第4条の2が規定する原則に反すると主張する。

しかし、口頭意見陳述を含む審査申立人の主張を踏まえても、地方財政法第4条の2の規定に反するような具体的な事情は見当たらない。

エ 以上のことからすると、本件各議決により借換債58億円の増額に伴う利子負担が増加することによって、沖縄県の行財政運営に影響があること自体は否定できないものの、沖縄県の行財政運営に大きな影響を与えるとは認められない。

(7) その他

他に、本件審査の申立てにおいて当事者から提出された書面及び口頭意見陳述の内容を検討しても、本件各議決が本件原案の趣旨を損なうようなものであるか

を判断するに当たって考慮すべき事情は見当たらない。

(8) まとめ

ア 以上のとおり、本件各議決について、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連及び当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案しても、本件各議決が本件原案の趣旨を損なうようなものであるとは認められない。

イ したがって、本件各議決は、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵す」（地方自治法第97条第2項ただし書）ものとは認められず、議会の権限を超え又は法令に違反するものとは認められない（同法第176条第6項）。

3 結論

以上によれば、本件審査の申立ては理由があるとは認められないから、これを棄却する裁定をすることが相当である。

4 付言

(1) 予算審議に関し、審査申立人は、本件修正案を可決した議決を再議に付す理由として、当該修正議決は、具体的な事業の必要性、金額の精査、今後の財政に与える影響などについて十分な議論がない旨を指摘し、本件審査の申立てにおいても同旨の主張をしている。他方で、沖縄県議会は、本件原案における県債173億円の積算方法について執行部は説明不足である旨を主張しており、両者ともに予算修正の是非を審議する際の前提となる事項について十分な共通認識が得られないまま、予算の議決及び本件審査の申立てに至っている。

(2) 今後は、本件通知第2項が「地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会の間で調整を行い、妥当な結論を見出すこと」と示していることを踏まえて、沖縄県において、より充実した予算審議を行っ

て妥当な結論を導くとともに、沖縄県民に対する説明責任を尽くすことを期待する。

別紙 1

自治紛争処理委員による審理の経緯

	日時	審理の概要
第1回会議	令和7年5月8日(金)	合議
第2回会議	令和7年6月2日(月)	① 合議 ② 審査申立人からの口頭意見陳述 ③ 沖縄県議会からの陳述 ④ 委員からの発問 ⑤ 合議
第3回会議	令和7年6月9日(月)	合議
第4回会議	令和7年6月25日(水)	合議

別紙2

当事者が自治紛争処理委員に提出した書面の一覧

【審査申立人（沖縄県知事）】

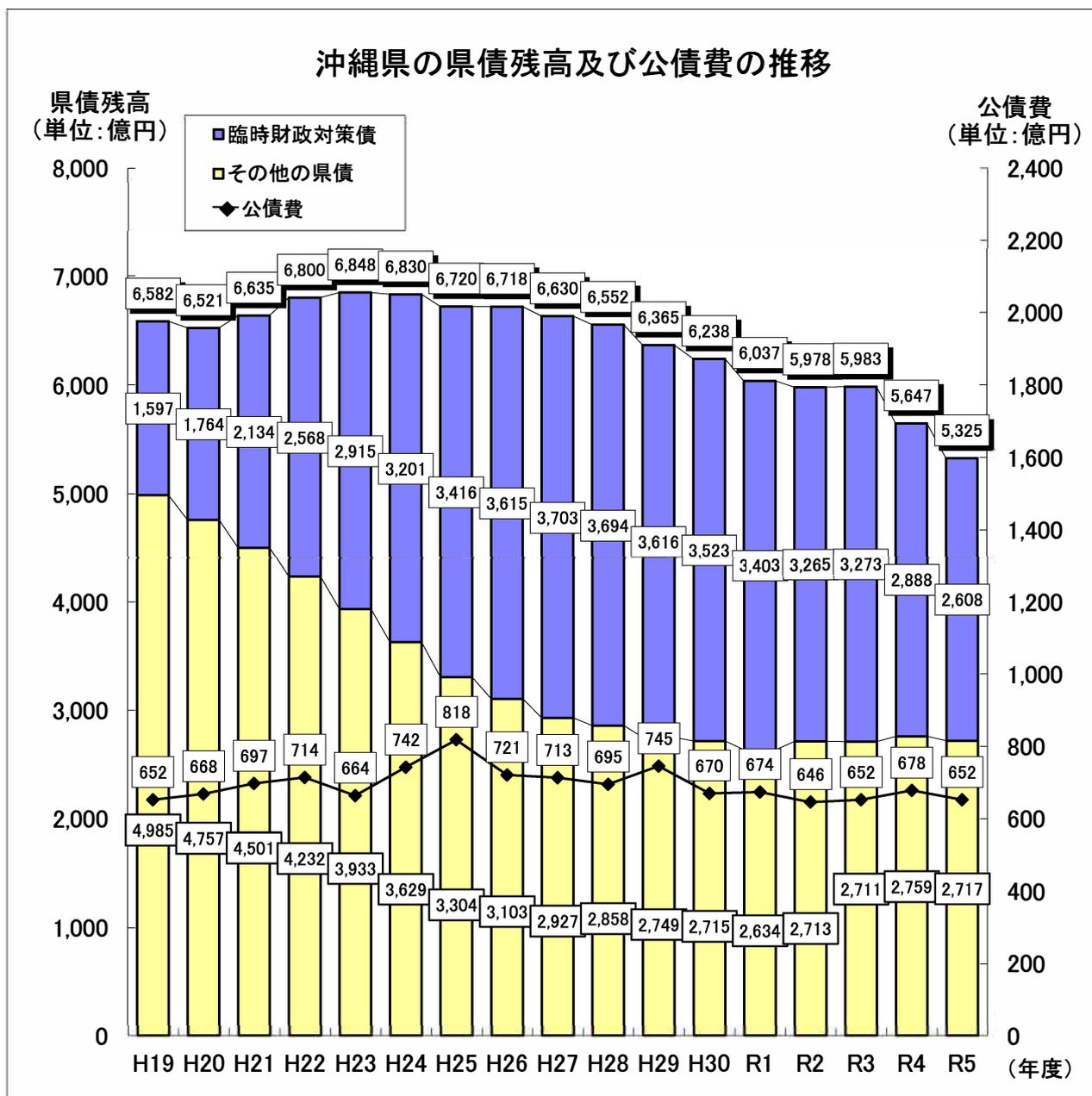
文書名	提出日
審査申立書 資料1～10	令和7年4月16日
反論書	令和7年5月28日
資料11、12	令和7年5月30日

【沖縄県議会】

文書名	提出日
弁明書 資料1～4	令和7年5月19日
「文書の提出について」と題する文書 資料5～8	令和7年6月6日

### 3 県債残高及び公債費

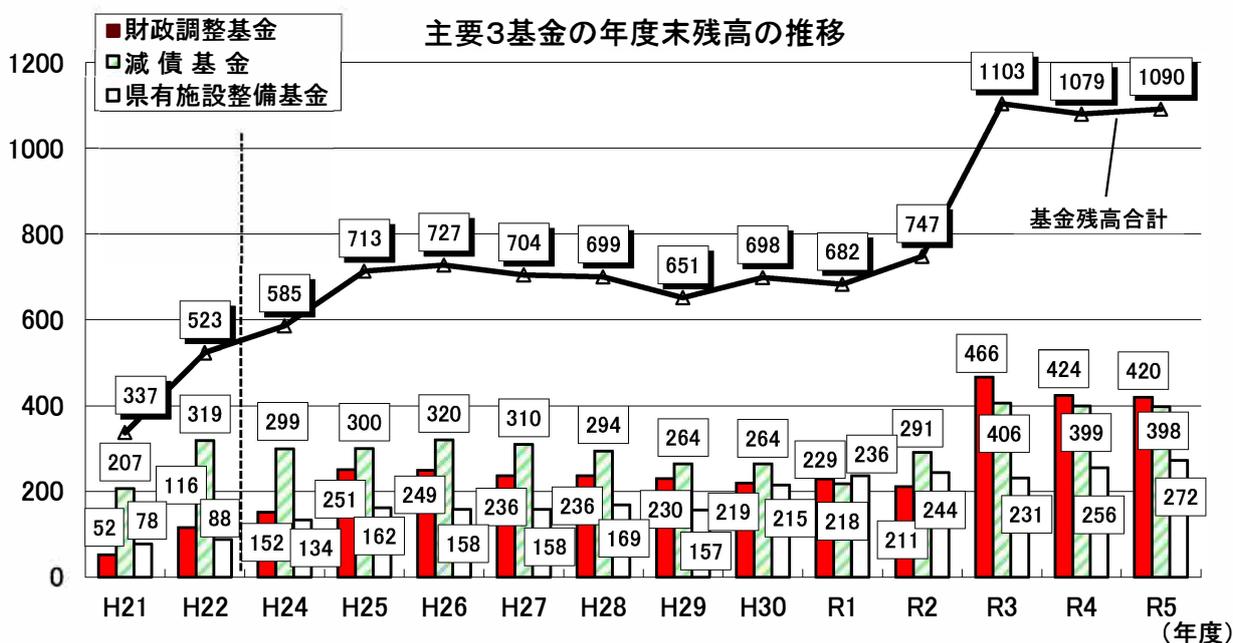
- 県債残高は、平成13年度以降に発行された臨時財政対策債が増加傾向で推移していたが、その他の県債が減少傾向にあったことから、近年では緩やかに減少している。
- 臨時財政対策債を除くその他の県債については、沖縄県行財政改革プラン等に基づく大型ハコ物整備の抑制により通常の県債の発行を抑制してきたこと等により減少している。
- 公債費は、県債残高の増加とともに緩やかに増加していたが、平成26年度以降は金利低下に伴う利子償還金の減等もあり、緩やかに減少している。



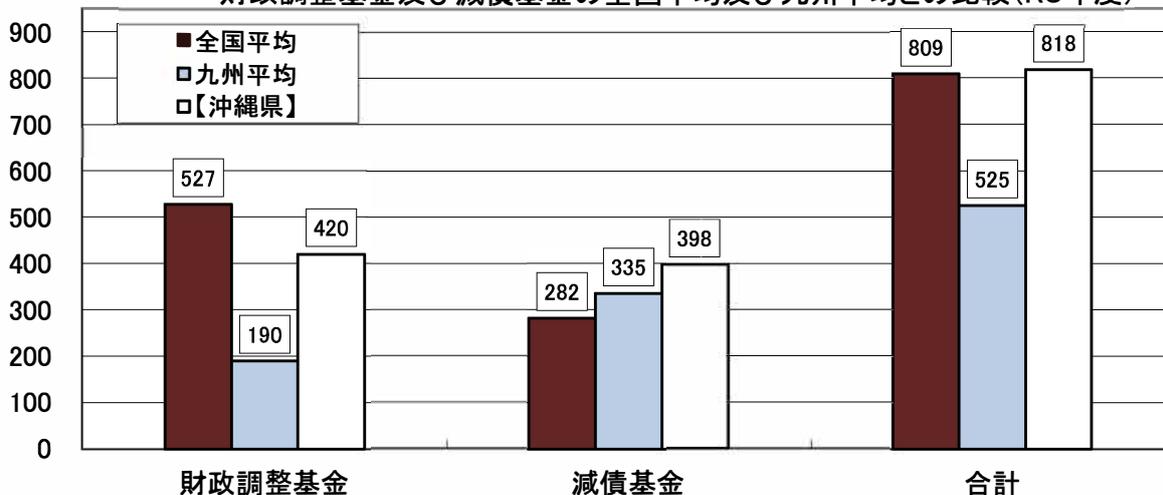
※ 県債残高、公債費ともに特定資金公共事業債(NTT債)は除く。

## 5 基金の状況

- 主要3基金(財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金)の年度末残高は、平成21年度まで300億円台の横ばいで推移していたが、平成22年度から増加傾向となり、令和5年度末の基金残高は約1,090億円となっている。
- 令和5年度末残高を全国平均と比較すると、減債基金は全国平均を上回っているものの、財政調整基金は全国平均を下回っており、両基金の合計では、全国平均を上回る水準となっている。
- 今後も、経済事情の著しい変動や災害への対応、老朽化した公共施設への対応等の一時的な財源不足に備えるとともに、安定的な財政運営を確保し県民サービスを維持するため、一定の基金残高を確保しておく必要がある。



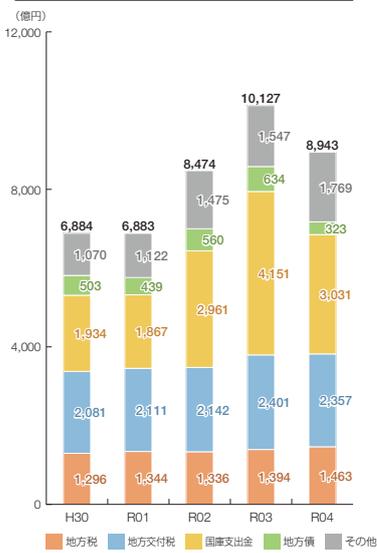
(単位:億円) 財政調整基金及び減債基金の全国平均及び九州平均との比較(R5年度)



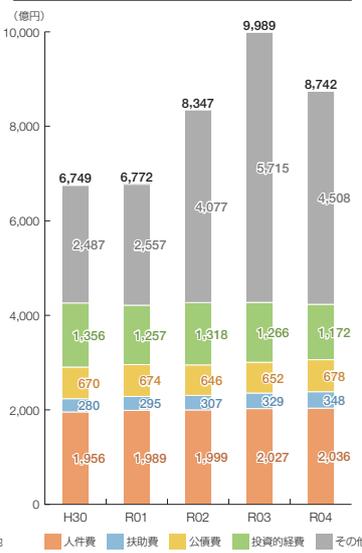
※ 全国平均及び九州平均は単純平均であり、本県が独自に集計した速報値。  
 全国平均は沖縄県含む、九州平均は沖縄県除く。

# 沖縄県の財政状況について

歳入の推移



歳出の推移



## 団体概要

- 住民基本台帳人口(R5.1.1): 1,485,526人
  - 高齢化率(R5.1.1): 23.2%
  - 面積・人口密度: 2,282 km<sup>2</sup>・651人/km<sup>2</sup>
  - 国勢調査人口
- | R2 ※括弧内は対H27年度比  | H27        |
|------------------|------------|
| 1,467,480人(2.4%) | 1,433,566人 |
- ラスパイレス指数(R4.4.1): 98.1

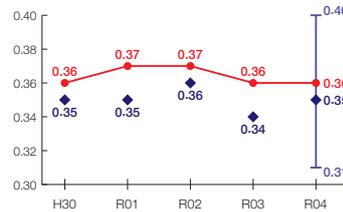
グループ D

財政力指数  
0.300 ~ 0.400未満

※グループとは、都道府県を財政力指数等によって6つのグループに分類したものである。

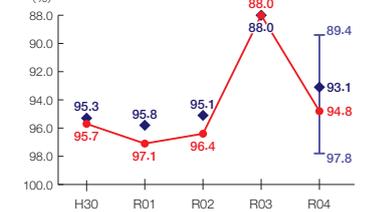
財政力指数[0.36]

グループ内順位 4/14  
標準的財政需要を税収等で賄える度合いを示す指標

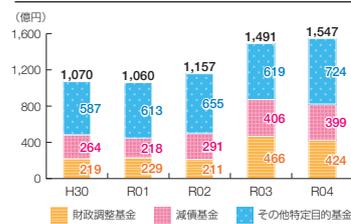


経常収支比率[94.8%]

グループ内順位 13/14  
財政構造の硬直化の度合いを示す指標



基金残高の推移

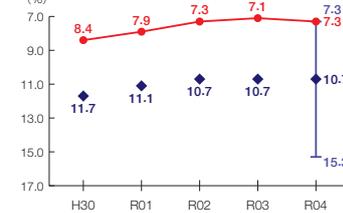


地方債現在高の推移



実質公債費比率[7.3%]

グループ内順位 1/14  
地方債の償還額等の大きさの度合いを示す指標



将来負担比率[25.9%]

グループ内順位 1/14  
将来負担すべき負債等の大きさの度合いを示す指標

